

子ども食堂運営助成事業 Q & A

Q 1 運営スタッフは、全員三木市民でないといけませんか

A 全員が三木市民である必要はありません。

市内の子どもを対象にした事業のため、地域の方に運営にかかわってもらおうよう努めてください。

Q 2 子どもの最低参加人数はありますか

A 最低参加人数は、定めていません。

10食以上提供できる体制をとってください。自治会や学校等にチラシを配布するなど地域に広報等を行い周知に取り組んでください。

Q 3 営業許可等は必要ですか

A 運営方法（目的・対象者等）によって、許可等が必要となる場合がありますので、必ず事前に保健所に相談してください。

運営方法（場所、食事提供方法など）が変更した場合も、再度保健所に相談してください。

Q 4 保険の加入は必要ですか

A 物損や食中毒に対応した保険の加入に努めてください。

加入する保険は指定していません。

Q 5 領収書は必要ですか

A 必要です。（レシート可）

補助申請の対象経費については、すべて必要です。

領収書は、宛先、金額だけでなく、支払の内容（明細）がわかるようにしてください。

Q 6 領収書はコピーでもよいですか

A 原本を提出してください。

原本は、確認後お返しします。

Q 7 領収書に対象経費以外が含まれてもよいですか

A 領収書は、対象経費のみの記載にしてください。

対象外経費を含めた領収書等は、原則認めません。

Q 8 光熱水費の対象経費は、どのように算出しますか

A 子ども食堂の運営に係る分として金額を明確にしてください。
明確でない場合は、開催時間等で按分するなどの方法で算出してください。

Q 9 対象経費に交通費がありますが、どのようなものですか

A 食材の運搬に係る交通費が対象となります。それ以外の交通費は、対象外となります。

領収書には、日時・経路等の記載が必要です。

Q 10 団体のスタッフの賃金は、対象経費になりますか

A 賃金等の人件費、報償費、寄付金等の経費は、対象経費にはなりません。

Q 11 団体のスタッフの会合や会議に係る経費は、対象となりますか

A 対象経費にはなりません。

Q 12 対象経費の備品購入費は、どのようなものですか

A テーブルや椅子、調理器具等が対象となります。子ども食堂の運営以外にも利用するものは、対象外となります。
開設時は、兵庫県の補助制度を活用してください。

Q 13 災害等で開催の中止が続いた場合は、どうなりますか

また、中止となった場合に準備のため購入した食材等の経費は、対象となりますか

A 開催できない時期が1月以上続く場合や中止となった場合の食材購入等についてはご相談ください。